

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 開店祝いの花輪などの費用

**Q** : 飲食店業を営む当社では、このたび新店舗をオープンするにあたり、景気付けのために、当社で調達した花輪や装飾品に芸能人の名前を入れて店頭飾り、名前を借りた芸能人には謝礼を支払いました。これらの費用は、交際費になるのでしょうか。

**A** : 花輪や装飾品の購入費用は交際費等とする必要はありませんが、芸能人に支払った謝礼は交際費等に該当すると思われます。

### 【解説】

ご質問の花輪や装飾品の購入費用は、接待・供応・慰安・贈答のためのものでなく、開店の景気付けのためのものですから、交際費等とする必要はありません。

ところで、事業の用に供する資産（棚卸資産等を除く）の取得価額は減価償却資産として資産に計上しますが、使用期間が1年未満のものまたは取得価額が10万円未満のものについては、ただちに損金とすることができるものとされています。したがって、購入した物品の使用可能期間が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上であれば、資産に計上しなければなりませんので注意してください。

また、名前を借りた芸能人に支払った謝礼ですが、これは一種の社交儀礼と考えられますので、交際費等に該当することになります。

なお、芸能人に支払った謝礼は、花輪や装飾品の取得のために要した費用とはいえませんから、これらの物品の取得価額に算入する必要はないでしょう。

